

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業投資促進税制

機械・装置その他の対象設備・資産を導入された場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人企業（中小企業）等、従業員数が100人以下の個人（税法上の中小企業者等）

※ただし、料理店その他飲食店業のうち料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブなど、サービス業のうち物品賃貸業・娯楽業（映画業を除く）又は性風俗関連特殊営業に該当する事業等を営んでいる税法上の中小企業者等は除かれます。

対象となる設備・資産

下記の表の設備が対象となります。なお、生産性の向上に資する一定の設備（「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの。）の取得等をし、事業の用に供した場合には、30%の特別償却が即時償却に、7%の税額控除が10%に、資本金3000万円超1億円以下法人にも7%の税額控除が適用される、上乗せ措置が受けられます。

対象設備	最低取得価額等	通常措置	上乗せ措置	
			先端設備※4	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備※5
機械装置	1台 160 万円以上	適用あり	適用あり	適用あり
測定工具・検査工具	1台 120 万円以上 （複数合計 120 万円以上を含む※1）	適用あり	適用なし	適用あり
一定の電子計算機	1台 120 万円以上 （複数合計 120 万円以上を含む※2）	適用あり	適用あり（サーバー用の電子計算機（ソフトウェア（OS）と同時に取得又は製作をされるものに限る。））	適用あり
一定のデジタル複合機	1台 120 万円以上	適用あり	適用なし	適用あり
試験又は測定機器	1台 120 万円以上 （複数合計 120 万円以上を含む※1）	適用あり	適用あり	適用あり
一定のソフトウェア	1のソフトウェアが 70 万円以上 （複数合計 70 万円以上を含む※3）	適用あり	適用あり（設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る。）	適用あり
普通貨物自動車	車両総重量 3.5t以上	適用あり	適用なし	適用なし
内航船舶	対象は取得価額の75%	適用あり	適用なし	適用なし

※1 1台30万円以上であることが必要。

※2 複数合計120万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、1台30万円以上であることが必要。

※3 複数合計70万円以上取得で上乗せ措置を適用する場合には、1のソフトウェアが30万円以上であることが必要。

※4・5 「先端設備」、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、次頁の要件をそれぞれ満たす設備です。

先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
①最新モデルであること(ソフトウェア組込型機械装置の場合は一代前モデルも含む) ②旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上するもの(※ソフトウェアについては本要件を満たす必要はありません) ③取得価額要件を満たすこと	①税理士又は公認会計士が内容を確認した投資計画について、設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣(経済産業局)の確認を受けたもの ②取得価額要件を満たすこと

措置の内容

特別償却や税額控除が受けられます。また、前頁のとおり、生産性の向上に資する一定の設備の取得等をした場合は、即時償却や最大10%の税額控除の上乗せ措置が適用できます。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した設備・資産については、税額控除のみを利用できます。

対象者	通常措置 (生産性向上に資する一定の設備以外)		上乗せ措置 (生産性向上に資する一定の設備)	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
・従業員1000人以下の個人事業者 ・資本金3千万円以下の中小企業等	30%	7%	即時償却	10%
・資本金3千万円超1億円以下の中小企業	30%	適用なし	即時償却	7%

手続の流れ

(通常措置、上乗せ措置共通)

- (1) 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- (2) 取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

(上乗せ措置のみ)

- (1) 「先端設備」については、設備メーカーが工業会等において先端設備の該当要件を満たしていることを確認し、工業会等から証明書を発行してもらい、設備を取得等する事業者へ転送し、事業者が証明書を確定申告書に添付することを基本的な枠組みとしています。
- (2) 「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」については、投資計画を策定し、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認を受けた上で、経済産業局の確認を取る必要があります。

適用期間

平成29年3月31日まで

※上乗せ措置については、産業競争力強化法施行日(平成26年1月20日)以降に取得等した設備について適用対象となります。

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

中小企業庁 財務課 TEL:03-3501-5803

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 TEL.03-3501-2646